

介護報酬の地域区分の見直しについて

介護報酬における地域区分の考え方について

- 介護報酬は、サービスの内容、事業所の所在する地域等を勘案し、サービス等に要する平均的な費用を勘案して設定するものとされている。
- 具体的には、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たり単価を割増ししている。
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること(財政中立)が原則である。

介護保険制度の地域区分と国家公務員の地域手当の比較

(介護保険制度創設時)

介護保険 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 調整手当	甲地	甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%

(平成18年度から)

介護保険 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

(平成21年度から)

介護保険 地域区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	15%	10%			6%	5%	0%
国家公務員 地域手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

(注)国家公務員地域手当の()内の割合は、俸給表水準を平均4.8%引下げた影響を加味し、見直し前の俸給表水準と比べた場合の上乗せ割合を表したものである。 2

地域区分の見直しに関する課題と方針について

課 題

1 介護保険制度創設時において、地域割り、適用地域、上乘せ割合は、国家公務員の地域手当に準拠することとしていたが、国家公務員の地域手当の見直しにより、両者で齟齬が生じている。

※診療報酬は、国家公務員の地域手当と合致

2 介護保険サービス事業所の賃金水準は、介護報酬の地域区分にかかる実態調査結果において、現行の地域割り(5区分)よりは国家公務員の地域割り(7区分)の方が実態をよく反映している。

3 医療・福祉職の賃金を他産業と比較した場合に、都市部の方が地方より乖離が大きく、相対的に水準が低い。

また、都市部の方が、今後、高齢者人口が増大すると見込まれ、介護職員の確保が課題。

見直しの方針

1 地域割りについて

(1) 国家公務員の地域手当の地域割り(7区分)に準拠する。

(2) その上で特甲地を特甲地1(仮称)及び特甲地2(仮称)並びに特甲地3(仮称)へ3分割する。

2 適用地域について

国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。

なお、国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定のない地域については、診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲して、地域区分を設定する。

3 上乘せ割合について

国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。

その際、国家公務員給与の考え方と同様に財政中立を原則とする。

4 人件費割合(地域差を勘案する費用の範囲)について地域差を勘案する費用の範囲については、介護事業経営実態調査を踏まえ、見直しの必要性を検討する。

適用地域の取扱いについて

1. 適用地域については、原則、国家公務員の地域手当に準拠する。

(国家公務員の地域手当の支給地域の指定)

- ① 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、支給地域を指定している。
- ② 具体的には、賃金構造基本統計調査(注)による賃金指数を用いた指定基準を基本として支給地域及び支給割合を決定。
(注)賃金構造基本統計調査は、民間事業者に雇用される労働者の賃金実態を確認する場合に一般的に利用されている。
- ③ 例えば、2級地に区分されている市と3級地に区分されている市では、2級地に区分されている市が3級地に区分されている市よりも民間事業者の賃金指数が高いこととなる。

(国家公務員の「その他」地域に区分される市町村とは)

- 6級地以上の地域区分に区分される市町村に比べ、民間事業者の賃金指数が低いことにより「その他」地域に区分されているほかに、当該地域に国の官署が所在しないために「その他」地域とされている場合がある。

2. 国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定のない地域については、診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲して、次に該当する地域を「準じる地域」として設定してはどうか。

(準じる地域の考え方)

① 国家公務員の地域手当に準拠する地域以外に、次の地域を新たに適用地域とする。

- ・国家公務員の地域手当に準拠する地域に囲まれている地域
- ・国家公務員の地域手当に準拠する複数の地域に隣接している地域

② ただし、新たに適用となる地域の区分は、隣接する適用地域の区分のうち、低い区分と同様とする。

3. 上記1、2により、新たな地域区分の適用地域は次のとおりとする。

- 激変緩和の観点から、平成24年度から平成26年度の3年間は次の経過措置を設ける。

なお、設定にあたっては、市町村の意見を確認する。

(理由)

- 大幅な下位の区分への変更は、所在する事業所の収入が大きく減少する可能性があること。
- 大幅な上位の区分への変更は、保険料や利用者負担等の急激な増加が生じる可能性があること。

(経過措置の内容)

- ① 見直し後の地域区分の適用地域(注)と現行介護保険制度の地域区分の適用地域を比較した場合、区分の差が2区分以上乖離することとなる地域を対象とする。(ただし、現行の特甲地から見直し後の特甲地1(仮称)～3(仮称)へ適用となる地域は除外する。)

(注)見直し後の地域区分の適用地域とは、

- ① 国家公務員の地域手当に準拠する地域
- ② 診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲して設定した準じる地域

- ② 上記①の対象地域について、現行介護保険制度の地域区分の区分よりも1区分高いもしくは低い区分に見直す。

		見直し後の地域区分(案)						
		特別区(1級地相当) 13%	特甲地1(2級地相当) 15%	特甲地2(3級地相当) 12%	特甲地3(4級地相当) 10%	甲地(5級地相当) 6%	乙地(6級地相当) 3%	その他 0%
現行の介護保険制度の地域区分	特別区 15%	東京都 特別区						
	特甲地 10%	東京都 武蔵野市 神奈川県 鎌倉市 町田市 大阪府 大阪市 国分寺市 守口市 国立市 門真市 狛江市 兵庫県 芦屋市 多摩市 小平市 稲城市 西東京市	東京都 八王子市 神奈川県 川崎市 立川市 愛知県 名古屋市 府中市 大阪府 吹田市 昭島市 高槻市 調布市 寝屋川市 小平市 箕面市 日野市 兵庫県 西宮市 神奈川県 横浜市 宝塚市	東京都 三鷹市 大阪府 茨木市 東村山市 八尾市 神奈川県 横須賀市 東大阪市 京都府 京都市 兵庫県 神戸市 大阪府 堺市 尼崎市 豊中市 池田市 東京都 小金井市 枚方市 大阪府 摂津市	大阪府 四條畷市 交野市 兵庫県 伊丹市 大阪府 松原市 大東市 兵庫県 川西市			
	甲地 6%				埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 大阪府 高石市 福岡県 福岡市 大阪府 島本町	神奈川県 葉山町 大阪府 羽曳野市 大阪府 岸和田市 藤井寺市 泉大津市 貝塚市 神奈川県 逗子市 泉佐野市 大阪府 大阪狭山市 富田林市 忠岡町 和泉市	大阪府 柏原市 熊取町	
	乙地 5%					宮城県 仙台市 神奈川県 大和市 埼玉県 川越市 海老名市 川口市 静岡県 静岡市 所沢市 滋賀県 大津市 越谷市 京都府 宇治市 戸田市 大阪府 河内長野市 朝霞市 兵庫県 三田市 志木市 奈良県 奈良市 和光市 大和郡山市 千葉県 市川市 広島県 広島市 船橋市 松戸市 埼玉県 狭山市 柏市 茨城県 茨城県 浦安市 千葉県 新座市 四街道市 埼玉県 富士見市 東京都 青梅市 三芳町 福生市 千葉県 習志野市 清瀬市 東京都 東久留米市 あきる野市 羽村市	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市 三浦市 京都府 向日市 大阪府 泉南市 阪南市 田尻町 兵庫県 姫路市 明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 福岡県 北九州市 長崎県 長崎市 東京都 東大和市 京都府 長岡京市 奈良県 生駒市 神奈川県 相模原市 神奈川県 伊勢原市 平塚市 座間市 藤沢市 綾瀬市 茅ヶ崎市 寒川町 厚木市 広島県 府中町	埼玉県 ふじみ野市
		自治体数 13	自治体数 16	自治体数 15 うち準じる地域 2	自治体数 6 うち準じる地域 3	自治体数 5 うち準じる地域 1	自治体数 12 うち準じる地域 3	自治体数 2
					自治体数 47 うち準じる地域 13	自治体数 18 うち準じる地域 3	自治体数 1	

前頁の続き

		見直し後の地域区分(案)									
		特別区(1級地相当) 18%	特甲地1(2級地相当) 15%	特甲地2(3級地相当) 12%	特甲地3(4級地相当) 10%	甲地(5級地相当) 6%	乙地(6級地相当) 3%			その他 0%	
現行の介護保険制度の地域区分	その他 0%						宮城県 名取市 静岡県 掛川市 宮城県 村田町 神奈川県 山北町 大阪府 河内町 多賀城市 御殿場市 センバ町 箱根町 千早赤阪村 茨城県 水戸市 袋井市 利府町 愛川町 兵庫県 高砂市 日立市 愛知県 豊橋市 茨城県 石岡市 清川村 小野市 土浦市 岡崎市 結城市 長野県 上田市 加西市 古河市 一宮市 下妻市 岡谷市 加東市 龍ヶ崎市 瀬戸市 常総市 大町市 猪名川町 取手市 半田市 那珂市 長和町 福美町 牛久市 坂東市 春日井市 坂東市 下諏訪町 播磨町 つくば市 津島市 稲敷市 筑北村 奈良県 五條市 ひたちなか市 碧南市 桜川市 岐阜県 関市 御所市 守谷市 刈谷市 つくばみらい市 羽島市 葛城市 筑西市 筑西市 豊田市 大洗町 土岐市 山添村 宇都宮市 安城市 東海村 各務原市 平群町 鹿沼市 西尾市 阿見町 可児市 三郷町 小山市 大山市 河内町 瑞穂市 安堵町 大田原市 江南市 八千代町 海津市 川西市 群馬県 前橋市 小牧市 五穀町 笠松町 田原本町 高崎市 福沢市 境町 坂祝町 曾爾村 太田市 東海市 利根町 静岡県 島田市 明日香村 埼玉県 熊谷市 大府市 栃木県 栃木市 藤枝市 上牧町 日光市 日光市 裾野市 広陵町 飯能市 知立市 真岡市 湖西市 河合町 加須市 豊明市 さくら市 清水町 吉野町 東松山市 愛西市 下野市 長泉町 和歌山県 紀の川市 春日部市 弥富市 壬生町 小山町 岩出市 鴻巣市 みよし市 野木町 川根本町 かつらぎ町 上尾市 豊山町 伊勢崎市 森町 広島県 呉市 入間市 津市 津川市 愛知県 豊川市 熊野町 久喜市 三重県 四日市市 藤東村 蒲都市 安芸太田町 三郷市 桑名市 玉村町 常滑市 福岡県 飯塚市 坂戸市 鈴鹿市 千代田町 新城市 大野城市 鶴ヶ島市 名張市 大泉町 尾張旭市 那珂川町 鳩山町 伊賀市 埼玉県 羽生市 高浜市 志免町 杉戸町 彦根市 深谷市 岩倉市 須恵町 千葉県 野田市 長浜市 桶川市 日進市 久山町 茂原市 幕津市 八潮市 清須市 佐賀県 佐賀市 成田市 守山市 蓮田市 北名古屋市 佐倉市 栗東市 幸手市 あま市 東金市 京都府 亀岡市 日高市 真郷町 市原市 京田辺市 吉川市 長久手市 流山市 流山市 毛呂山町 大口町 富津市 大阪府 太子町 越生町 扶桑町 袖ヶ浦市 兵庫県 加古川市 滑川町 笠江町 八街市 三木市 嵐山町 飛島村 印西市 奈良県 大和高田市 川島町 阿久比町 白井市 天理市 吉見町 東浦町 酒々井町 橿原市 ときがわ町 幸田町 柴町 桜井市 宮代町 三重県 亀山市 神奈川県 秦野市 香芝市 白岡町 いなべ市 富山県 富山市 宇陀市 松伏町 木曾岬町 石川県 金沢市 斑鳩町 千葉県 木更津市 東員町 福井県 福井市 王寺町 八千代市 朝日町 山梨県 甲府市 和歌山県 橋本市 我孫子市 川越町 長野県 長野市 広島県 廿日市市 鎌ヶ谷市 滋賀県 甲賀市 松本市 海田町 君津市 野洲市 諏訪市 坂町 山武市 高島市 岐阜県 岐阜市 山口県 周南市 富里市 米原市 大垣市 香川県 高松市 大崎白里町 多賀町 多治見市 福岡県 筑紫野市 長柄町 京都府 城陽市 美濃加茂市 春日市 長南町 八幡市 静岡県 浜松市 太宰府市 東京都 瑞穂町 南丹市 沼津市 福津市 日の出町 久御山町 三島市 糸島市 檜原村 井出町 富士宮市 宇美町 奥多摩町 宇治田原町 富士市 粕屋町 神奈川県 二宮町 精華町 磐田市 中井町 大阪府 豊能町 焼津市 大井町 岬町	自治体数 307	うち準じる 地域 173		
											(注) 両制度ともその 他となる地域に ついては表記し ていない。 ※両制度ともそ の他となる自治 体数 (1,285自治体)

※ 赤字の市町村は、国家公務員の地域手当では国の官署が所在しないこと等により「その他」に位置づけられるが、隣接地域等を勘案して「準じる地域」として、「その他」以外に位置づけられる地域である。
 ※ 網掛け部分は、見直し後も現行の介護保険制度の地域区分と同じ位置の区分となる地域である。
 ※ この表に掲げる名称は、平成24年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示す(見込みを含む)。

(地域区分の見直しによる現時点の財政試算について)

○試算の考え方

- ① 見直し後の地域区分(経過措置を反映)に従い、適用地域を設定。
- ② 国家公務員の地域手当と同様の上乗せ割合^(注1)に、現行の人件費割合を乗じて、見直し後の1単位当たり単価を設定。
- ③ 上記②で設定した見直し後の1単位当たり単価を、見直し後の地域区分の適用地域ごとの報酬単位に乗じて、地域区分見直し後の費用額^(注2)を試算。
- ④ 上記③で試算した見直し後の費用額を、現行(見直し前の地域区分)の費用額^(注3)で除して影響を算出すると約0.6%となる。
- ⑤ 以上により、財政中立とする場合、約0.6%の切り下げが必要となる。

(計算式)

$$(\text{地域区分の見直し後の費用額}^{\text{注2}}) \div \text{現行の費用額}^{\text{注3}} - 1 \approx 0.6\%$$

地域割り	特別区	特甲地1 (仮称)	特甲地2 (仮称)	特甲地3 (仮称)	甲地	乙地	その他
^(注1) 上乗せ割合	18% (17.4%)	15% (14.4%)	12% (11.4%)	10% (9.4%)	6% (5.4%)	3% (2.4%)	0% (▲0.6%)

※ 地域区分の見直しにかかる増加額は、平成22年9月サービス分介護保険事業状況報告を老人保健課で集計し、年間推計額を算出したものであり、今後、若干の変更の可能性はある。

※ 上乗せ割合の()内の割合は、国家公務員地域手当の上乗せ割合に、基本報酬を平均0.6%引き下げた影響を加味した上乗せ割合を表したものである。